

福島県における水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱い指針

平成 29 年 10 月 10 日

農 林 水 産 部 畜 産 課

農 林 水 産 部 水 産 課

第 1 目的

水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについては、平成 29 年 4 月 3 日付け 28 消安第 5781 号農林水産省消費・安全局長通知に基づき、水産用医薬品の使用に関する記録の徹底と、養殖水産動物に使用する抗菌剤を購入する際に魚類防疫員等専門家が交付する使用指導書が必要となる新たな仕組みが、平成 30 年 1 月 1 日より導入される。

これに伴い福島県では、水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱い指針を定め、水産用医薬品の適正使用の推進に努めることとする。

第 2 水産用医薬品使用に当たっての指導

養殖業者等が水産用医薬品を使用するに当たっての指導機関は、福島県内水面水産試験場とする。指導機関は水産用医薬品の適切な使用に関する指導・助言を行う。

第 3 水産用医薬品の使用に関する記録

1 対象とする医薬品

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成 25 年農林水産省令第 44 号。以下「使用規制省令」という。)別表第 1 から別表第 3 において使用基準が定められている水産用医薬品を記録の対象とする。ただし、食用に供しない水産動物(観賞魚等)に使用したものについては対象としない。

2 記録方法

対象となる水産用医薬品の使用者は、使用規制省令第 4 条により当該水産用医薬品の名称や用法及び用量等について帳簿に記載するよう努める。これには別記様式第 1 号 水産用医薬品の使用記録票(以下「使用記録票」という。)を使用する。

第 4 水産用抗菌剤の取扱い

食用に供する水産動物に使用する水産用抗菌剤については、以下により取扱うものとする。

1 使用時の取扱い

養殖業者等は水産用抗菌剤を使用しようとする場合には、指導機関の長又は獣医師に対して、別記様式第 2 号 水産用抗菌剤使用指導書交付申請書(以下「交付申請書」という。)を提出するものとする。なお、申請時には直近 1 年間の使用記録票の写しを添えて提出するものとする。

申請を受けた指導機関の長又は獣医師は、交付申請書・使用記録票の内容を確認し、使用規制省令第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準等と照らし合わせ、別記様式第3号 水産用抗菌剤使用指導書（以下「使用指導書」という。）を交付し、該当する水産用抗菌剤の適切な使用を指導する。

指導機関の長以外の者が使用指導書を交付した場合、使用記録票の写し、交付申請書の写し、使用指導書の写しを指導機関の長に提出する。

使用指導書の交付に係る書類（使用記録票の写し、交付申請書、交付申請書の写し、使用指導書の写し）が提出された指導機関の長・獣医師は、それらを2年間保存する。

2 購入・販売時の取扱い

養殖業者等は水産用抗菌剤を購入する際、使用指導書の写しを動物用医薬品販売業者に提出し、動物用医薬品販売業者は当該使用指導書に従って水産用抗菌剤を販売するものとする。薬事監視員は動物用医薬品販売業者に対して、上記の販売方法を徹底するよう指導する。

なお、使用指導書は交付日から1年間は当該使用指導書の指導内容に含まれる水産用抗菌剤の購入の際に複数回使用できるものとする。動物用医薬品販売業者は提出された使用指導書の写しを2年間保存する。

3 水産用抗菌剤の使用に緊急を要する場合の取扱い

予期せぬ疾病の発生等への対応のため、使用指導書の交付に係る手続きを行う余裕がない場合、養殖業者等は別記様式第4号 水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書（以下「理由書」という。）を動物用医薬品販売業者に提出し、動物用医薬品販売業者は当該理由書に記載されている水産用抗菌剤を販売することができる。

この場合において、水産用抗菌剤を販売した動物用医薬品販売業者は別記様式第5号 水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書（以下「報告書」という。）を、養殖業者等から提出された理由書の写しを添えて速やかに指導機関の長に提出するものとし、動物用医薬品販売業者は理由書、報告書の写しを、指導機関の長は理由書の写し、報告書を2年間保存するものとする。